

芸西村運動部活動ガイドライン

平成31年3月

芸西村教育委員会

目次

はじめに … 1 p

1 基本方針 … 1 p

2 適切な運営のための体制整備 … 1 p

- (1) 運動部活動の方針の策定等
- (2) 指導・運営に係る体制の構築

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組 … 2 p

- (1) 適切な指導の実施
- (2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

4 適切な休養日等の設定 … 3 p

5 学校の実態に即したスポーツ環境の整備 … 3 p

- (1) 学校の実態に即した運動部の活動
- (2) 地域との連携

6 学校単位で参加する大会等の見直し … 4 p

7 高温時の運動部活動について … 4 p

8 その他 … 4 p

はじめに

本ガイドラインは、国が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び県が示した「高知県運動部活動ガイドライン」を受け、中学校段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという視点に立った、学校の運動部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。

各学校においては、本ガイドラインの趣旨を十分理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な運動部活動の構築を目指すことを期待する。

1 基本方針

運動部活動が、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、最適に実施されることを目指し、以下の点を基本方針とする。

- 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるように取り組むこと。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
- 学校が主体的に運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 運動部活動の方針の策定等

- ア 校長は、本ガイドラインに則り、自校の「運動部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 運動部顧問は、活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ウ 校長は、自校の活動方針等を学校のホームページへの掲載等で公表する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒数や教師配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

- イ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に向けて、教師の他の校務分掌等を勘案して行うなど、適切な校務分掌となるよう留意し、指導・運営に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、必要に応じて指導・是正を行う。
- エ 校長は、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

- ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、本ガイドラインに則り、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切にとることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
- ウ 運動部顧問は、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう指導に努める。
- エ 運動部顧問は、各部活動の特性等を踏まえ、科学的知見から活動内容を工夫する等、休養を適切にとりつつ、合理的かつ効率的・効果的な指導に努める。
- オ 運動部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や男女の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導に努める。

(2) 運動部活動用指導手引の普及・活用

- ア 中央競技団体が今後策定する予定の運動部活動における合理的かつ効率的・効果的な活動のための指導手引の活用に努める。
- イ 運動部顧問は、指導手引等を活用して、2(1)の方針・計画等に基づく指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

日頃の学校等における運動部活動の休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

- 学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は、少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)なお、中学校体育連盟主催の高知県総合体育大会予選(6月)及び高知県・四国・全国総合体育大会等の前(2週間以内)については、校長の責任の下で、本ガイドラインの趣旨に逸脱しない範囲で活動を認める。
- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。なお、朝練習については、生徒への過度な負担を考慮し、適切な休養日を設けるとともに、30分以内の活動とする。
※活動時間には、活動に伴う移動にかかる時間は含まない。
- 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、一定期間の休養日を設ける。
- 定期試験前後は、一定期間等、学校全体の部活動休養日を設ける。

5 学校の実態に即したスポーツ環境の整備

(1) 学校の実態に即した運動部の活動

ア 校長は、学校の実態に即した運動部の活動を推進する。

イ 芸西村の課題である少子化については、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないよう、合同部活動等の取組に努める。

(2) 地域との連携

ア 芸西村教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、保護者の理解と協力、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立ったスポーツ環境整備を進める。

イ 芸西村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校体育施設開放事業を推進する。

ウ 芸西村教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するという考え方の下で、取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- ア 学校の運動部が参加する大会等が、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう努める。
- イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

7 高温時の部活動について

- ア 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。
- イ 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
- ウ 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
- エ 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生してでも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

8 その他

- ア 文化部活動における、適切な休養日等の設定に関しては、本ガイドラインを原則として適用する。